

# 食品企業のためのサステナブル経営に関するガイドンス (概要)

令和5年3月

新事業・食品産業部

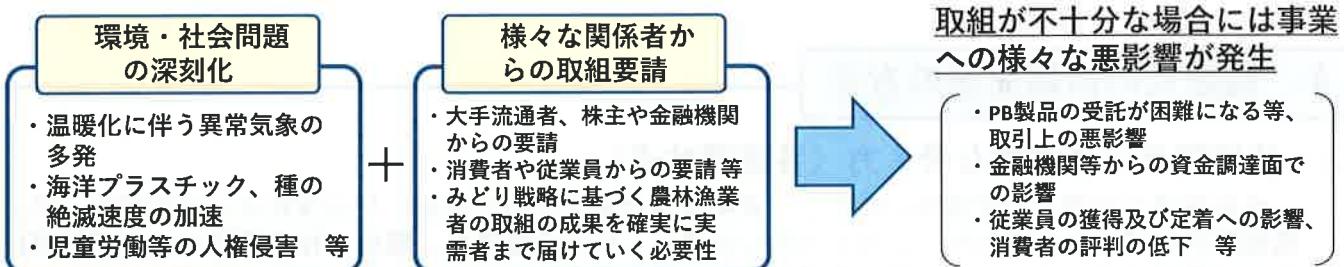
新事業・食品産業政策課 ファイナンス室

## 1 ガイダンスの目的

中堅・中小を含めた食品企業の持続可能性に配慮した経営（サステナブル経営）を進め  
るため、食品企業に関わりが深い環境・社会課題ごとに、取組に係る目標設定、具体的な  
取組方法、情報開示の方法等を示したガイドンス（手引き）を策定。

## 2 持続可能性に配慮した経営が求められる背景、取組上の重要ポイント等

### ① 持続可能性に配慮した経営が求められる背景



### ② 持続可能性に配慮した経営に取り組む上で重要なポイント

#### 【その1】 経営陣が責任をもって関与する

- 経営者がしっかりと関与して「持続可能性に配慮した経営方針」を策定
- 経営者が取組を先導し、経営資源（ヒト、モノ、カネ）の配分等を決定 等

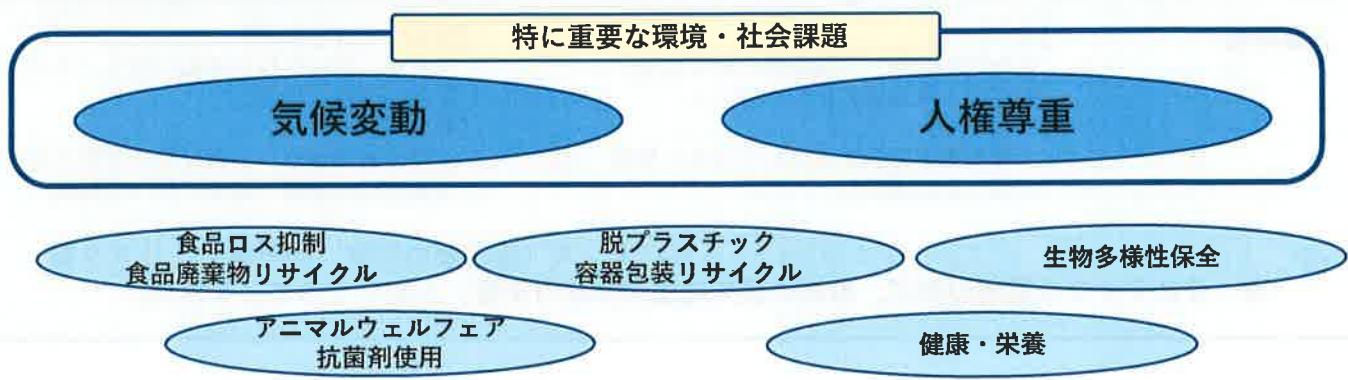
#### 【その2】 重要課題を特定して取り組む

- 数ある環境・社会課題から、自社として取り組む重要課題を特定
- 選定した重要課題については、継続して見直し、更新等を実施 等

#### 【その3】 推進担当を設置し、他部署と連携する

- 取組を進める上で必要となる各種施策の計画・運営等を担当する専門部署を設置
- 原料調達、製造、営業・販売、財務、IR等の社内の他部門との連携を確保（社内委員会の設置等） 等

### ③ 食品企業に関連が深い環境・社会課題



### 3 課題別の目標設定及び取組方法

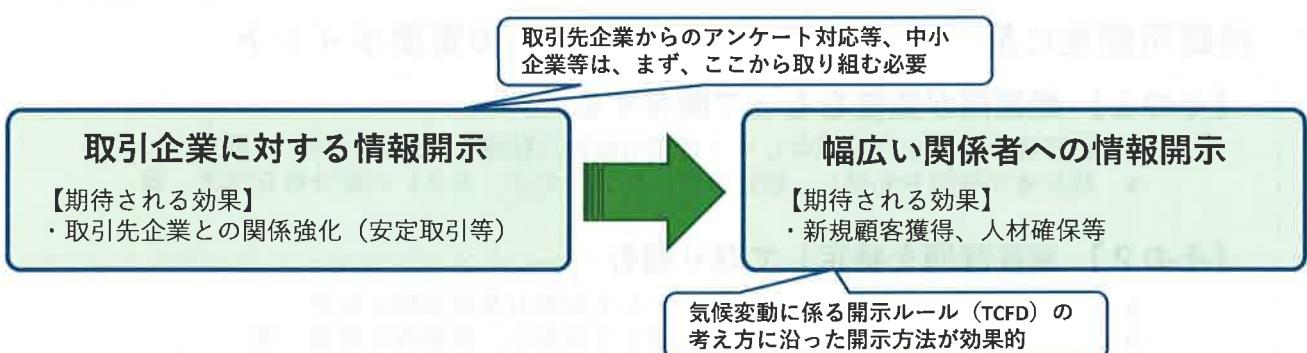
課題 (主なもの)	目標及び水準(例)	取組方法(例)
気候変動	温室効果ガス(GHG)の削減 →2030年に2013年比46%削減、2050年ネット0	・GHG排出量の算定の実施(現状把握) ・省エネ、再エネ利用によるGHG排出削減
人権尊重	人権尊重を確保するための体制の構築	・認証原料への転換、人権方針の策定、人権に係る調査の実施、苦情窓口の設置
食品ロス削減等	食品ロス削減、リサイクル率の向上 →食品ロスを2030年までに2000年比で半減	・1／3ルールの見直し、需要予測の高度化 ・飼肥料化、メタン発酵による燃料活用

注：「目標及び水準」及び「取組方法」はガイダンスからの一部抜粋(例示)であり、上記に限られるものではない。

### 4 課題別的情報開示の方法

#### ① 情報開示の基本的な考え方（各課題共通）

金融機関や消費者の要請等に対応し、大手食品企業を中心に環境・社会課題等への取組等に係る情報開示が進められており、これらの取引先である中小企業等も、環境・社会課題への対応状況について開示（アンケート対応等）を求められる機会が増加。



#### ② 課題別開示内容

課題 (主なもの)	指標・目標(例) (現状と目指す姿)	戦略 (事業に及ぼす影響と対応策)
気候変動	【現状】 ・GHGの排出量 【目指す姿】 ・GHGの排出削減目標値（〇年までに〇%等）	【事業の及ぼす影響】 ・規制強化による対応コスト増加（リスク） ・低カーボン製品の需要増（機会） 【対応策】 ・省エネ設備導入、太陽光発電等再エネ活用
人権尊重	【現状】 ・社内研修回数、人権問題の発生状況、既存の人権尊重の社内システム 【目指す姿】 ・人権尊重を確保するための体制を構築（強化に向けた計画等）	【事業に及ぼす影響】 ・消費者、取引先等の評価の低下（リスク） ・雇用の確保（機会） 【対応策】 ・人権方針の策定、人権に係る調査の実施、苦情窓口の設置、認証原料への転換

☞ 上記と合わせて、サステナブル経営に係るガバナンス（経営陣の役割、関与等）、リスク管理（サステナブル課題の特定、取組の優先順位の決定方法等）も開示することを推奨。